令和８年度愛媛県後継者新事業展開支援事業費補助金
募集要項（追加募集）

○　お問い合わせ・応募受付

愛媛県 経済労働部 産業支援局 経営支援課 地域産業係
〒790－8570　松山市一番町４－４－２
担当：原・三好
メールアドレス：hara-honami@pref.ehime.lg.jp
miyoshi-kosuke@pref.ehime.lg.jp

※メールを送る場合は、必ず上記２者を宛先に入れてください。

ＴＥＬ	０８９－９１２－２４８４
ＦＡＸ	０８９－９１２－２４６９

本募集要項及び様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

https://www.pref.ehime.jp/

〔県庁ホームページ⇒組織でさがす⇒経営支援課⇒「事業承継支援」に掲載〕

○　受付期間

令和８年８月 19 日（水）～令和８年 12 月 25 日（金）

※　受付期間内に、持参、郵送又はメールにより提出してください（期間内に必着）。
※　期間中に先着順で審査等を行います。なお、期間中においても予算上限に達した場合は、受付を終了する場合があります。

令和８年８月

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

目　　次

Ⅰ　令和８年度愛媛県後継者新事業展開支援事業費補助金募集要項

ページ

１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　補助対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　補助対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４　補助対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
５　補助率及び補助限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
６　補助対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
７　補助の取り消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
８　応募方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
９　募集及び締切・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
10　採択方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
11　その他応募に係る注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
12　補助事業者の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
13　補助事業実施に係る注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
14　補助事業の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
15　問い合わせ・応募受付等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

１　目的

愛媛県では、事業承継を契機とした第二創業や新規事業展開に意欲的な後継者（承継後 10 年未満）及び後継予定者がいる県内中小企業に対し、企業価値の向上及び早期の事業承継につなげるとともに、県内中小企業の持続的な発展を図ることを目的として令和８年度愛媛県後継者新事業展開支援事業費補助金事業を実施します。

２　補助対象者

次の要件をいずれも満たすものとします。

（１）県内に主たる事業所を有する中小企業であること

（２）次に掲げる要件を満たす補助金担当者がいること

・県内に主たる事業所を有する中小企業の承継後 10 年未満の後継者又は後継予定者で、事業承継を契機とした第二創業や新規事業展開に意欲的な者

・愛媛県官民共創拠点「E:N BASE」の会員登録をしていること

（３）愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年３月 26 日条例第 24 号）に規定する暴力団又は暴力団員でない者

（４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項の風俗営業（ただし、同項第１号の一部（料理店）及び第５号（ゲームセンター）は除く。）及び同法律第２条第５項の性風俗関連特殊営業に該当しない者

（５）県税に未納がない者

３　補助対象事業

県内中小企業の後継者（承継後10年未満）及び後継予定者による第二創業及び新規事業展開に係る取組（原則、家業で既に実装しているサービス等は除く。ただし、知事が特に認めるもの※はこの限りではない。）

例）市場調査、新商品開発、テストマーケティング、DX化事業、海外輸出展開

※「知事が特に認めるもの」とは、愛媛県アトツギ向け伴走支援プログラム「WAVE」で検討したビジネスアイデア等をいう。

４　補助対象経費

補助事業の対象経費は、同事業を適切に実施し得るために必要な経費であって、補助期間内に発生する次に掲げる経費とします。

※ただし、予算残額上、設備・備品購入費を除いた経費とする。

	経費区分	内容
補助対象経費	報償費	専門家等謝金　等
	旅費	旅費・交通費
	需用費	消耗品費、印刷製本費　等
	役務費	通信運搬費、通訳料、翻訳料、保険料、雑役務費　等
	広告宣伝費	広報チラシ・ポスター・ホームページ等の製作料、テレビ・ラジオＣＭ放送料　等
	委託費	外部への委託に要する経費
	使用料及び賃借料	会場使用料、レンタル料、リース料　等

	原材料費	商品開発等に使用する原料、材料、副資材等の購入に要する経費
	~~設備・備品購入費~~	~~設備・機械・備品、構築物等の購入、製作、改良又は修繕等に要する経費（汎用性が高いものを除く）~~
	事業関係費	調査・研究費、会場整備費、教材費、受講料　等
	人件費	補助期間内に補助事業に直接従事する従業員に対して支払われる給与・賃金（代表者や役員等の人件費を除く）
	その他の経費	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費

ただし、上記にかかわらず次に掲げる経費は対象としない。

１　住宅・店舗・土地の購入に要する経費

２　領収書がない等、使途が不明なもの

３　補助対象期間内に支払い済みでない経費

５　補助率及び補助限度額

補助対象経費の２／３以内とし、１件あたり１，０００千円を限度とします。

６　補助対象期間

原則として交付決定日から令和９年２月２８日までとします。

７　補助の取り消し

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された補助金については、その返還を求めます。

（１）提出書類に虚偽の記載があったとき

（２）補助金交付の条件に違反したとき

（３）補助事業の実施について不正行為があったとき

（４）補助事業を中止又は廃止したとき

（５）法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

８　応募方法

補助を希望される方は、交付申請書（要綱様式第１号）及び添付書類を受付期間内に提出してください。

交付申請書の様式は、県庁のホームページからダウンロードできます。

【提出書類】

（１） 交付申請書（正本１部）

（２） 補助事業計画書（正本１部）

（３） 収支予算書（正本１部）

（４） 誓約書（正本１部）

（５） 愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する書類（納税証明書・直近３ヶ月以内のもの）（正本１部）

※ 愛媛県の各地方局・支局で発行されます。

（各地方局・支局は「15 問い合わせ・応募受付等」に住所等を記載しています。）

※ 証明手数料として、愛媛県収入証紙 400 円が必要となります。

※ 納税証明書についてのお問い合わせは、所管の地方局・支局までお願いします。

（６） 法人の場合は、定款、履歴事項全部証明書（直近３ヶ月以内のもの）、貸借対照表及び損

益計算書（直近３期分）（各写し１部）
個人の場合は、事業内容の概要を記載した書類、前年の確定申告書（ただし、決算期を一度も迎えていない事業者は開業届）（各写し１部）

（７） 企業概要が分かる書類（会社案内やパンフレット等）（写し１部）
（８） 経費の積算根拠書類（委託先が発行した見積書等）（写し１部）
（９） パートナーシップ構築宣言を登録している場合は、その内容がわかる書類
（10）愛媛県官民共創拠点「E:N BASE」の会員登録をしていることがわかる書類

９　募集及び締切

令和８年８月 19 日（水）～令和８年 12 月 25 日（金）
※受付期間内に、持参、郵送又はメールにより提出してください。（12 月 25 日 17：15 必着）
※期間中に先着順で審査等を行います。なお、期間中においても予算上限に達した場合は、受付を終了する場合があります。

10　採択方法

（１）審査の方法
書類審査にて決定します。
※パートナーシップ構築宣言登録者には加点措置を行います。

（２）審査の手順
・交付申請書及び添付書類による審査を実施します。必要に応じて事業内容等についてヒアリングを行う場合があります。
・書類上の不備等がある場合は補正を求めることがあります。

（３）審査の観点
・家業の現状や課題を的確に把握しており、本事業の必要性が明確であるか。
・事業内容やスケジュールが具体的であり、実施可能性が高い計画となっているか。
・既存の家業の枠組みにとらわれない新規性のある取組であるか。
・地域産業の活性化につながる効果が期待でき、事業終了後も継続的な事業展開や成果活用が見込まれるか。
・事業規模や内容に対して、経費積算が適切かつ効率的であるか。
・E:N BASE を効果的に活用できる事業となっているか。

（４）審査結果の通知等
・審査結果は、後日文書でお知らせします。
・採択に当たり、条件を付す場合や補助金交付申請額に対し減額して交付決定する場合があります。

11　その他応募に係る注意事項

（１）応募された書類等は返却しませんので、予めご了承ください。
（２）採択となった場合は、企業名（個人事業主の場合は屋号）を公表することに同意したものとみなします。
（３）応募にかかる一切の費用については、応募者自身の負担とさせていただきます。
（４）本補助事業は、当該事業の交付申請書を提出されても、必ず採択されるものではありません。

12　補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた方は、次の条件を守らなければなりません。

（１） 事業の実施に当たっては、令和８年度愛媛県後継者新事業展開支援事業費補助金交付要綱の規定を順守してください。

（２） 交付決定を受けた後、補助事業の内容(経費の区分変更を含む)を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得る必要があります。

（３） 補助事業を完了したときは、その日から起算して 10 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の３月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。

（４） 補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、５年間は保管してください。

13　補助事業実施に係る注意事項

（１）補助対象経費は、交付決定後に契約等を行い、支出する費用に限られます（交付決定前の経費は補助対象となりません。）。

（２）補助金は、補助事業終了後、経費の支払実績を証拠書類等により確認した後に交付します。従って、事業実施にあたっては、補助金相当分の自己資金等を確保する必要があります。また、補助金は対象経費に所定の補助率（2/3）を乗じた額以内となるため、残額を自己負担分として支出する必要があります。

（３）経費の支払実績が証拠書類等により確認できない場合は、当該経費は補助対象外となります。

（４）現金手渡しでの支払いは補助対象として認められません。銀行振込、小切手、手形による支払いが対象となります（小切手、手形による支払いは補助事業期間内に決済される必要があります。）。

（５）補助事業者が、補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付取消、返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

（６）補助事業終了後、県が実施するセミナー等で事業成果を発表していただく場合があります。

14　補助事業の流れ

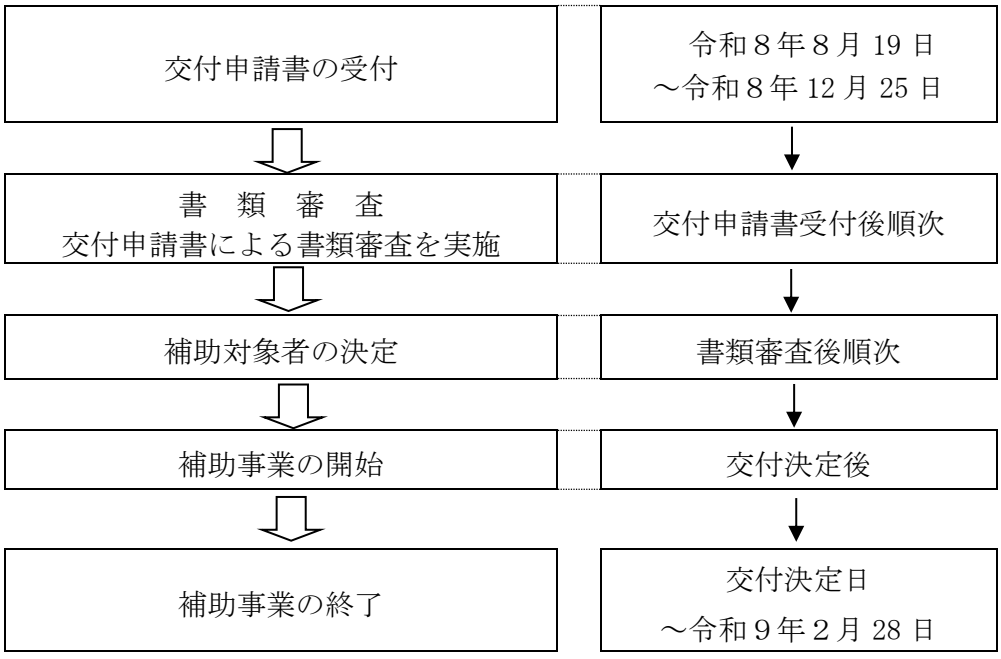

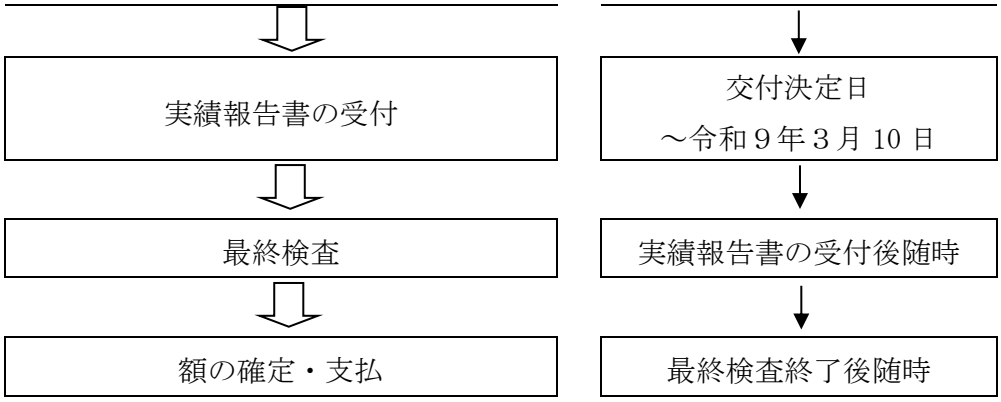

（※）上記の流れは、応募状況等により変更になる場合があります。

15　問い合わせ・応募受付等

（１）問い合わせ・応募受付

愛媛県 経済労働部 産業支援局 経営支援課　地域産業係　担当：原・三好

メールアドレス：hara-honami@pref.ehime.lg.jp

miyoshi-kosuke@pref.ehime.lg.jp

※メールを送る場合は、必ず上記２者を宛先に入れてください。

〒790－8570　松山市一番町４－４－２（愛媛県庁第二別館６階）

TEL：089-912-2484　FAX：089-912-2469

様式のダウンロード https://www.pref.ehime.jp/

〔県庁ホームページ⇒組織でさがす⇒経営支援課⇒「事業承継支援」に掲載〕

（２）愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する書類（納税証明書）の発行場所

（最寄りの愛媛県地方局・支局）

地方局	所在地	電話番号
東予地方局 税務管理課	〒793-0042 西条市喜多川 796 番地１	0897-56-1300（代）
今治支局 税務室	〒794-8502 今治市旭町一丁目４番地９	0898-23-2500（代）
中予地方局 税務管理課	〒790-8502 松山市北持田町 132 番地	089-941-1111（代）
八幡浜支局 税務室	〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目３番 37 号	0894-22-4111（代）
南予地方局 税務課	〒798-8511 宇和島市天神町７番１号	0895-22-5211（代）